

神龜五年・天平二年の「学制改革」に関する基礎的考察

桑 田 訓 也

【要約】 神龜五年・天平二年の学制改革は、古代学制の基本構造を規定したものととして重視されているが、それぞれの年に何が行われたかについて十分な見解の一致をみておらず、改革の性格や背景についても検討の余地が残されている。本稿では、まず、事実関係の再検討を行い、神龜五年には大学寮に律学博士一人と直講四人が置かれたのみであること、天平二年に至って大学寮に文章学士一人と明法生十人・文章生二十人が置かれたことを明らかにした。また、天平二年創設の得業生制度は、はじめ大学寮のみを対象として立案されたが、陰陽寮・典藥寮にも適用するよう修正を受けて成立したことを指摘した。次に、改革の性格や背景について検討を行い、神龜五年改革は以前から置かれていた令外の教官について法整備したもので、大きな実態の変化を伴わなかったこと、天平二年改革の背景には、大学寮・陰陽寮・典藥寮による技能官人育成制度の機能不全があったことを述べた。

史林 九二巻三号 二〇〇九年五月

はじめに

大宝令に規定された日本古代国家の学制は、その施行から約三十年後、神龜五年（七二八）・天平二年（七三〇）に大きく変容した。まず、大学寮に律学博士二人・明法生十人から成る明法科と、文章学士一人・文章生二十人から成る文章科が新設され、式部省試の種類と学科編成がほぼ一対一に対応するようになった。本科（明経科）には教官が拡充され、助

博士の下に直講が置かれた。また、得業生制度が創設され、少数の優秀な学生に学資として衣食が支給されることとなった。得業生は、大学寮に十人、陰陽寮に七人、典業寮に三人が置かれた。

神龜五年・天平二年のいわゆる「学制改革」は、その後の学制の構造を規定した点できわめて重要であり、今までに多くの研究がこれに言及している。しかしながら、神龜五年・天平二年それぞれの年に具体的に何が行われたのか、という点については、神龜五年七月二十一日付勅（以下、神龜五年勅とよぶ）・天平二年三月二十七日付太政官奏（以下、天平二年官奏とよぶ）をはじめとする基本史料の間に少なからざる内容・字句の異同が存することもあって、十分な見解の一致をみていない。またそれゆえに、なぜこの時期にこのような制度的改変が行われたのか、という点についても、漠然とした説明にとどまっており、依然として検討の余地が残されている。そもそも、一見すると年代の近いこれら二つの改革を、一連のものとして捉えることは妥当なのだろうか。

本稿は、神龜五年と天平二年の学制改革がもつ本来の性格とその歴史的背景を明らかにしようとするものである。まず第一章・第二章で、関係史料を丹念に読み直す作業を通じて、基礎的な事実関係を検討し直す。第一章では、明法生・文章生、及び文章学士の設置年次について再考する。第二章では、神龜五年勅が『弘仁格』に収められる過程を復原し、天平二年官奏から得業生制度創設の経緯を抽出する。それらの結果を踏まえて、第三章で、神龜五年・天平二年それぞれの改革の性格や背景について考えたい。

第一章 明法科と文章科

第一節 明法生・文章生の設置年次

明法生・文章生の設置年次については、神龜五年か天平二年かで見解が分かっている。それは主として、神龜五年勅の

解釈の違いに起因する。

【史料一】『類聚三代格』巻四 加減諸司官員并廢置事^①

勅

大学寮

律学博士二人 直講三人

文章学士一人 生廿人

以前、一事已上同^②助博士。

神亀五年七月廿一日

神亀五年勅で問題とされてきたのは、「生廿人」という記載である。「生」は明らかに生徒を指しているが、これは「一事已上同^②助博士」（すべてのことに關して助博士に同じ待遇とする）と合わないからである。

今までに提示されている「生廿人」の解釈は、大きく三つある。一つ目は、これを衍字とみる説で、『令集解』所引の天平二年官奏（後掲【史料四】）に「明法生十人、文章生二十人」とあるのに従い、明法生と文章生は天平二年に置かれたとする。桃裕行氏によって提示されて以来、長らく通説的位置を占めた。二つ目は、これを原勅の字句と認める説で、「生」を文章生の略記と解し、文章生は神亀五年に置かれたとする。明法生については勅に明記されていないが、同じく神亀五年に置かれており、天平二年に至って定員が十人に定まったと推定する。久木幸男氏・犬塚富士夫氏らがこの解釈をとる。三つ目は、これを原勅の字句と認めるが、原位置からは移動しているとみる説で、古藤真平氏によって提示された。本来の神亀五年勅においては、「一事已上同^②助博士」の後ろに明法生・文章生の設置規定が続いていたが、『弘仁格』編纂時にその部分が削除され、文章生の定員のみが「生廿人」という形で残ったとする。古藤氏による神亀五年勅の復原案は次のとおりである。

勅

大学寮

直講四人（一人文章学士、律学博士一人）

以前。一事已上同助博士。

明法生十人 文章生廿人

学生者。簡取雜任及白丁聰慧。不須限年多少也。

神龜五年七月廿一日

現在では、『三代格』の史料的性格を踏まえた古藤説が最も有力であり、一般に、明法生と文章生は神龜五年に置かれたと説明される。

確かに、『弘仁格』編纂時の改変を考慮に入れる古藤説の視点はきわめて重要であり、継承すべきと思われる。しかし、明法生・文章生の設置を神龜五年とする点には従い難い。なぜなら、次の二つの史料と齟齬をきたすからである。

【史料二】『本朝文粹』卷一 天長四年（八二七）六月十三日付太政官符所引都腹赤牒

太政官符

応補文章生并得業生復旧例事（格）

右得式部省解備、大学寮解備、文章博士正五位下都宿祢腹赤牒備、天平二年三月廿七日格備、文章生廿人、簡取雜任及白丁聰慧、不須限年多少者。而……（中略）……望請、俊士永従停廢、秀才生復旧号、選文章生、依天平格。謹請処分者。寮依解状申送者。省依解状、請官裁者。正三位行中納言兼右近衛大将春宮大夫良岑朝臣安世宣。奉勅、依請。

天長四年六月十三日

【史料三】『日本紀略』承和四年（八四七）七月丁丑（十六日）条

武部省言。大学寮言。去天平二年三月格。文章生廿人、簡取雜任及白丁聰慧者。今諸生等器少岐嶷、才多晚成。至是文章之選、皆及三毛之初。而人雖賢良、未必位蔭。望請、白丁文章生預之出身。勅許之。

これらの史料は、いずれも文章生二十人が置かれたのは天平二年の格によると明記している。「生廿人」が原位置から移動しているとみるならば、それが本来あつた場所は、神龜五年勅の続きではなく、天平二年官奏と考えるべきではなからうか。

そこで、古藤氏が「生廿人」を神龜五年勅の文言とみる根拠を挙げてみると、次の二点に絞られる。第一に、天平二年官奏中の明法生・文章生設置に関する記述が、神龜五年勅の引用と考えられること。第二に、文章生の設置を天平二年三月二十七日官奏によるとした場合、それに先立つ『続日本紀』天平二年三月丁亥（三日）条に見える「文章生」の語が説明できないことである。以下、これらの点について順に検討していきたい。

まず、第一の根拠である天平二年官奏から検討しよう。

【史料四】『令集解』職員令14大学寮条 令釈（^{（）}は割注）

釈云、天平二年三月二十七日奏、直講四人（一人文章博士）・律學博士二人、已上同助教。明法生十人・文章生二十人、簡取雜任及白丁聰慧、不須限年多少也。得業生十人、明經生四人・文章生二人・明法生一人・算生二人、並取生内人性識聰慧藝業優長者。賜夏人別施一疋・布一端、冬施二疋・綿四屯・布二端。食料米日二升、堅魚・海藻・雜魚各二兩、塩二勺。

この天平二年官奏は、原法令の正確な引用ではなく、令釈によつて節略などの手が加えられた取意文である。いきなり神龜五年勅と同じ文言から始まっているところに、そのことが端的に表れている。従来は、「直講四人」から「同助教」まで（傍線部）が神龜五年勅の引用にあたり、「明法生十人」以下が天平二年に定められた内容であると考えられていた。これに対し古藤氏は、「直講四人」から「不須限年多少也」まで（傍線部+点線部）が神龜五年勅の引用であり、「得業生十人」以下が天平二年に定められた内容であるとした。

結論から言えば、私は従来の理解で問題はなく、逆に古藤氏の理解は成り立たないと考える。その根拠は、「不須限」年多少「也」における「也」字の存在である。この「也」は、もともと法令中にあつた文字ではなく、『令集解』に散見する、明法家が法令の引用末尾に添える文字と考えられる。^⑥先の【史料二】における天平二年官奏の引用では、「不須限」年多少「」とのみあつて、「也」が見えないことも注意される。「也」は、令釈が天平二年官奏の引用末尾に付したものとみるのが穏当であろう。とすれば、「也」まですべてを神龜五年勅の引用と考えたのでは、天平二年の奏として引用した範囲に、天平二年に定められた内容が全く含まれないことになってしまう。「也」より前の部分は、神龜五年勅の引用と天平二年の新規定の両方から成ると考えるべきである。引用部分が、従来説かれているように「已上同助教」までであることは、神龜五年勅との対比からして異論がない。

なお、「也」の後に続く「得業生十人」以下も天平二年に定められた内容であるが、この部分は、後に付け加えられたものと考えておきたい。^⑦当初から一括して引用されなかつたのは、得業生規定はいわば諸生の内部規定であつて純粹な官員の増加とは言えず、職員令の注釈としてふさわしくないと考えられたためであろう。

次に、第二の根拠である『統日本紀』天平二年三月丁亥条について検討しよう。

【史料五】『統日本紀』天平二年三月丁亥（三日）条

天皇御松林宮、宴五位已上。引文章生等、令賦曲水。賜純布有差。

前述のように、問題は天平二年官奏の日付である三月二十七日より前の時点で文章生の語が見えることであり、神龜五年に文章生二十人が置かれたとみる最も有力な根拠と言えよう。天平二年説では、この文章生を制度前の実態を示す語、あるいは続紀編者が遡つて記した語とみるが、恣意的な解釈との批判もあり、客観的な根拠を示す必要がある。私は、それを『年中行事抄』所引の次の記事に求めたい。

【史料六】『年中行事抄』三月三日 曲水宴事^⑩

天平二年三月三日、行幸松原宮豊楽。賜禄五位已上。賜双六局令_レ為博戯。又喚文章士四十二人作詩并賜禄。

出典は特に記されていないが、年中行事書の一般論からして、信頼できる文献からの引用とみて差し支えなからう。ここでは、文章「生」ではなく文章「士」四十二人が詩を作ったとされている。この違いはどのように解釈すればよいだろうか。

『統紀』と『年中行事抄』の双方を活かすなら、「文章士四十二人」の中に「文章生」二十人が含まれていたとみることも可能である。これなら神亀五年説には抵触しない。しかし、「生」と「士」は字形が似ており誤写されやすいから、「文章生」「文章士」いずれか一方が誤りである可能性も否定できない。その場合、「生」が正しければ、文章生が四十二人存在したことになるが、これは天平二年官奏の二十人と合致せず、制度前の実態を示す語、あるいは統紀編者が遡って記した語とみることができる。逆に「士」が正しければ、天平二年官奏以前に遡る「文章生」の語は存在しなくなる。つまり、誤写があった場合には、どちらが正しかろうと、天平二年官奏以前に文章生が制度的に存在した根拠とすることはできなくなるのである。

このように、『年中行事抄』の記事と比較した場合、『統紀』天平二年三月丁亥条の「文章生」には、複数の解釈の可能性があり、神亀五年に文章生二十人が置かれた確実な根拠とすることはできない。

以上、古藤説の二点の論拠について検討した。その結果、天平二年官奏については、「也」字の存在から、明法生十人・文章生二十人が神亀五年に置かれたとは読めないこと、また天平二年三月丁亥条については、『年中行事抄』との対比から、天平二年官奏以前に文章生二十人が置かれていたことを示す確実な根拠とは言えないことが明らかとなった。後者については単独で解釈を確定することができないものの、文章生の設置を天平二年とする【史料一】や【史料三】の存在を考慮に入れると、本来の記述は「文章士等」であった可能性が最も高いであろう。天平二年三月丁亥条は、『統紀』に見える他の曲水宴の記事と同じく、五位以上を対象とする宴に六位以下の文人を召して詩を詠ませたというものであ

て、特別な記事ではないと私は考える。

以上、本節では、明法生十人と文章生二十人は、神亀五年ではなく天平二年に置かれたことを述べた。

第二節 文章学士の設置年次

文章学士の設置年次について、先行研究は神亀五年ではほぼ一致している。その根拠は、神亀五年勅に「文章学士一人」と見えることである。また、天平二年官奏の「直講四人（一人文章博士）」という文言を勘案して、神亀五年設置時の文章学士は直講四人に含まれる形をとっており、完全には独立していなかったとする説が有力である。^⑬

しかしながら、石坂佳美氏が明快に指摘されたように、^⑭文章博士の相当位階を従五位下に引き上げた弘仁十二年（八二一）二月十七日付太政官符は、文章博士が天平二年に置かれたことを明記している。

【史料七】「類聚三代格」巻五 定官員并官位事

太政官符

定文章博士官位事

右依去天平二年三月廿七日格、置件官員、定正七位下官。^⑮今被_(藤原冬嗣)右大臣宣稱、奉勅、案唐令、國子博士正五品上官。其文章博士、宜改_言易前格、定_言從五位下官。

弘仁十二年二月十七日

弘仁十二年官符が文章博士の設置を天平二年格に求める理由については、早く柿村重松氏が、弘仁十二年官符は天平二年官奏のみを参照して書かれたもので、神亀五年勅の引用部分を天平二年に定められた内容と誤認したとの理解を示している。^⑯また、神亀五年に置かれた文章学士が天平二年に文章博士へと改称されたことに基づくとみる説もある。^⑰

しかし、これらの理解は、神亀五年勅が正しいことを自明の前提としている点に大きな問題がある。なぜならば、第一

節で触れたように、今日我々が見る神亀五年勅は、『弘仁格』編纂時の改変を蒙った後の姿だからである。すなわち、神亀五年勅は単独で論拠とするには不安があり、可能な限り他の史料によってその信頼性を確認するという手続きを踏まなければならない。一見して矛盾が看取される「生廿人」のみならず、それ以外の「律学博士二人」「直講三人」「文章学士一人」もまた、改変後の姿である可能性を考慮する必要がある。『弘仁格』は、弘仁十一年（八二〇）の撰進・天長七年（八三〇）の施行であり、弘仁十二年段階では未だ諸司に頒布されていないから、弘仁十二年官符は『弘仁格』以前の法令の内容を伝えている可能性が高く、『三代格』所収の神亀五年勅より信頼すべき史料と考えられる¹⁹。神亀五年勅を基準にして弘仁十二年官符を解釈するのは、一見すると当然の方法のようで、実は本末転倒であると言えよう。

弘仁十二年官符との整合性からみると、神亀五年勅の「文章学士二人」も「生廿人」と同じく、本来は天平二年官奏の文言であり、『弘仁格』編纂時に神亀五年勅へ移されたものと考えられる。天平二年官奏の「直講四人（一人文章博士）」については、神亀五年に置かれた直講四人から、天平二年に一人を割いて文章博士を置いたとの意味に解されよう。

以上、本節では、文章学士が置かれたのは、神亀五年ではなく天平二年であることを述べた。

① 字句は、関見監修・熊田亮介校注『狩野文庫本類聚三代格』（吉川弘文館、一九八九年）に、改行は、新訂増補国史大系に拠った。

② 桃格行「上代学制の研究〔修訂版〕」（思文閣出版、一九九四年。初版は目黒書店、一九四七年）、第一章第三節。なお、堀内秀晃「平安初期の大学寮」（『国語と国文学』五〇—一〇、一九七三年）は、「生廿人」を衍字と認めるが、文章生・明法生とも神亀五年に置かれたとする。

③ 久木幸男『日本古代学校の研究』（玉川大学出版部、一九九〇年。原著は『大学寮と古代儒教』サイマル出版、一九六八年）、第二章第一節。犬塚富士夫「勸学院創設の背景」（『史学』五〇—一四、一九八〇年）。なお、村上唯雄「律令国家に於ける教育制度の研究」（『教

育学研究』二—三、一九五四年）、水本浩典「明法曹司の成立と律令の注釈」（『律令注釈書の系統的研究』瑞書房、一九九一年、初出は一九八八年）も、「生廿人」を「文章生廿人」の意に解するが、明法生には言及しない。明法生は神亀五年に置かれていないとみているか。また、高明士「唐代東亜教育圏の形成」（国立編訳館中華叢書編審委員会、一九八四年）は、「生廿人」を明法生と文章生の合計人数とみる。

④ 古藤真平「文章得業生試の成立」（『史林』七四—一、一九九一年）。近年、神亀五年勅を検討した石坂佳美氏も、『弘仁格』編纂時の改変を考慮に入れ、古藤氏と同様の理解を示している（弘仁格の編纂過程に関する一考察）『文化継承学論集』三、二〇〇七年。ただし石坂

氏は、学生資格については天平二年に定められたとみる。

⑤ これら二点の指摘は、早く柿村重松著・山岸徳平校注『上代日本漢文学史』(日本書院、一九四七年)に見える。柿村説の位置付けについては、古藤注④論文、三九頁参照。

⑥ 試みに、令釈が格文引用の末尾に「也」字を置く例を挙げてみると、以下の如くである。(「一」内が引用の範囲。)

(1) 儀制令9元日条

神亀五年格云、「非_二元日_一有_レ応_レ致敬者、内八位・外七位並_レ拜_二外五位_一」也。古記及跡無_レ別也。

(2) 禄令10食封条

神亀五年格云、「外位々禄、内位減_二半給_一之。女減_二三分之一_一。无_レ故_レ上_レ経_二一年_一停_レ給」也。

(3) 喪葬令5職事官条

神亀五年格、「内位減_二半給_一之。女減_二三分之一_一」也。

(4) 田令8官位解免条

宝亀九年四月八日格、「五位已上位田、薨卒之後、一年勿_レ取。自_レ今以後、永為_二恒例_一」也。

(5) 田令1田長条

慶雲三年格云、「取_二令前束_一、擬_二令内把_一。令条段租、其实猶益。朕念。百姓有_レ食、万条即成。民之豊饒、猶同_二充倉_一。宜_レ收_二段租一束五把_一、町租_二一十五束_一」也。民部例、「神田・寺田・戒本田・放生田・国司公麻田、已上為_二不輸租田_一。无_レ主位田・関郡司職田・関国造田・関采女田・射田・公田・乘田、已上_二不輸租田_一為_二地子田_一。見_二任国造田・郡司職田・采女田・位田・口分田・墾田_一、已上為_二輸租田_一」也。

(1)(2)(3)については、「三代格」巻五神亀五年三月二十八日付太政官奏との比較から、「也」字が原格には存しなかったことが確認できる。

(1)は原格に忠実な引用であるが、(2)(3)は原格の字句を省略したり、配列を変えたり、原格にない字句を付け足して意味を補っている。

(4)は、「弘仁式」に収められたため、厳密な比較ができないが(紅葉山文庫本「令義解」田令8官位解免条書入れに、「民部先式云、凡位田者、薨卒之後、一年勿_レ取」とあり、「延喜式」民部上即位田薨卒条と同文である)、書き止め文言である「永為_二恒例_一」に「也」字が続かないことは明らかである。

(5)の慶雲三年格については、「三代格」巻十五慶雲三年九月二十日付勅により、「也」字が原勅に存在しなかったことが確認できる。続く民部例については、他の史料からの確認はできないが、「A・B・C……、已上為_二〇〇田_一」という文章構造から、同じく原文に「也」字はなかったとみて大過ないであろう。

なお、このような「也」の用法は、令釈特有のものではない。例えば古記は、和銅八年五月一日格(公式令40天子神璽条)の引用末尾に「也」を置く。(1)にも「古記及跡無_レ別」とあって、古記が「也」字を用いていたとみてよい。また、格の引用のみならず、令条文や漢籍の引用の場合にも用いられる。

⑦ 陰陽寮条においても令釈が得業生規定を引いているので、「令集解」編者の参照した令釈に得業生規定が書き込まれていたことは確実である。しかし、それが令釈の成立当初から存した記載か、後人が令釈に書き込んだものであるかは、にわかには決し難い。

⑧ 桃注②著書、三四頁。新日本古典文学大系「続日本紀」二(岩波書店、一九九〇年)、一三三〇―一三三一頁・脚注八。

⑨ 古藤注④論文、三九頁。

⑩ 「年中行事秘抄」にも「天平二年三月三日。行_二幸松原宮_一豊樂。五位以上賜_二雙六局_一。又喚_二文人_一作詩。」という、「年中行事抄」とほぼ同内容の記事があり、同じソースの記事をより簡略化したものと考え

られる。

- ⑪ 敢えて憶測を廻らすならば、『官曹事類』の逸文である可能性が考えられる。『年中行事抄』に引用されている記事のうち、『統紀』の年代の行事に関する記録で、『統紀』に見られない内容をもつものは、七条ある（三月三日曲水宴に三条、正月七日白馬節会・正月十五日踏歌節会、二月季御統経・十二月御仏名に各一巻。いずれも『年中行事抄』自体には出典を記さないが、その中で、他の史料により『官曹事類』逸文と判明するものが三条あり（白馬節会・季御統経・御仏名『新訂増補国書逸文』に採録）、『官曹事類』以外の出典とわかるものは一つもない。また『統紀』記事と共通する字句や内容を持ち、なおかつそれより詳細で具体的な情報をも含む点からみて、『官曹事類』逸文に相応しい。日付を干支ではなく数字で記す点も『官曹事類』と共通している。あるいは、『年中行事抄』三月三日曲水宴の項に引かれている和銅五年、神亀五年、天平二年、宝龟三年の四条は、『官曹事類』から一括して引用されたものかもしれない。

⑫ 『統紀』においては、『文人』あるいは『文士』という表現を用いるのが通例であり、『文章士』は見慣れない表現である。しかし、やや時代は下るが、『菅家文章』巻7・516の詩序には「闍茂之歳（寛平二年（八九〇）後九月十二日、天子召見文章士十有一人於殿上）」とあり、同巻二・98「有所思」にも「文章之士定為誰」という句があるので、それ自体は不自然な表現ではない。逆に、見慣れない語

であるからこそ、「文章生」との誤写を生んだことも十分に考えられる。

- ⑬ 古藤注④論文、四〇・四二頁。
 ⑭ 石坂注④論文、九二頁。
 ⑮ 『類聚国史』巻一〇七大学寮には「従七位下」、『日本紀略』弘仁十二年二月甲申（十七日）条には「従七位」とあるが、「従」は「正」の誤りであろう。
 ⑯ 柿村注⑤著書、七四―七五頁。
 ⑰ 犬塚注③論文、一八六頁。水本注③論文、四六五頁。
 ⑱ 鎌田元一「弘仁格式の撰進と施行について」（『律令国家史の研究』瑞書房、二〇〇八年、初出は一九七六年）。
 ⑲ なお、『令集解』官位令14正七位条に引く神亀五年勅には、「神亀五年七月廿一日格云、勅、大学寮、律学博士二人、直講三人、文章博士一人、以前、一事以上同助博士」とあるが、これは「弘仁格」からの引用であり、その際、注釈上関係のない「生廿人」を省いたものである。したがって、神亀五年勅に元から「文章学士二人」の語が存在した根拠にはならない。官位令集解に弘仁十一年以降の法令が引かれていないことについては、利光三津夫・斎川真「異質令集解の史料価値について」（利光三津夫『律令制の研究』慶応通信、一九八一年、初出は一九七七年）参照。引用されている格の字句も『三代格』と同一である。

第二章 神龜五年勅と天平二年官奏

第一節 神龜五年「格」の成立

明法生・文章生・文章学士は、いずれも神龜五年ではなく天平二年に置かれた。このことを踏まえて、本節では、本来の神龜五年勅に対して、『弘仁格』編纂時にどのような手が加えられて、今日我々が見る神龜五年勅——いわば神龜五年「格」——になったのかを具体的に示し、あわせて、なぜ手が加えられたかを検討したい。

まず、神龜五年勅復原の私案を示そう。

【神龜五年勅復原案】

勅

大学寮

律学博士二人

直講四人

以前、一事已上同_三助博士。

神龜五年七月廿一日

神龜五年「格」から、天平二年設置の文章学士と文章生（生廿人）を除くと、律学博士と直講が残る。律学博士が神龜五年に置かれたことを示す確実な史料は他にないものの、教官（律学博士）と生徒（明法生）の名称の違いは、両者が別々に置かれたことを示唆する。神龜五年に唐風の官名である律学博士が置かれ、天平二年に明法試に対応する明法生が置かれたとみれば理解しやすい。直講については第一章第二節で述べたように、天平二年官奏の「直講四人（一人文章博

士」という記載から、神亀五年に置かれたと考えられる。したがって、律学博士二人と直講四人は神亀五年に置かれたとみて差し支えなく、これら二つの官職について、「一事已上同助博士」と定めたものが、本来の神亀五年勅である。^②

この原勅に、『弘仁格』編纂時、天平二年官奏の文言である「文章学士一人」「文章生廿人」が追記された。その際、「一事已上同助博士」との整合性を保つため、「文章生廿人」は、「生廿人」として、文章学士の細字注とされた。^③ また、文章学士は直講を割いて置かれたので、直講の定員が「四人」から「三人」に書き改められた。以上のようにして、神亀五年勅は、今日我々が見る神亀五年「格」となった。

では、なぜ『弘仁格』の編者は、文章学士と文章生を、天平二年官奏から神亀五年勅に移したのだろうか。天平二年官奏の明確な復原案を示すことは困難であるが、そこには大学寮の職員に関して、次のような規定があったと考えられる。

A 文章学士の設置

1 直講四人のうち一人を割いて文章学士を置くこと

2 文章学士の相当位階を正七位下とすること

B 明法生・文章生の設置

1 明法生十人を置くこと

2 文章生二十人を置くこと

3 明法生と文章生は、雑任及び白丁の聡慧な者から年齢に関わりなく取ること

これらの規定のうち、まずB1については、延暦二十一年（八〇二）に明法生の定員が十人から二十人に増やされたため、『弘仁格』編纂時には空文化していた。したがって、編纂時の有効法を示すという格の原則に基づき、削除の対象になったと考えられる。^④

次にB3については、雑任・白丁以外の者、すなわち職事官が明法生・文章生にならないのは当然であり、また年齢制^⑤

限もないことから、実質的な入学資格は「聡慧」に限られる。ところが、「聡慧」については、入学試験に関する細則を『弘仁式』に収めることになっていた^⑥。したがって、明法生・文章生の入学資格は、強いて格に収める必要はない規定であったと考えられる。

また、A1については、直講の定員変遷の複雑さが問題となる。神龜五年設置時の直講は定員四人であったが、天平二年に一人を割いて文章学士が置かれ、三人となった。さらに大同三年(八〇八)には、再び一人を割いて紀伝博士が置かれ、二人となった。この二人が、『弘仁格』編纂当時の定員である。このように、直講の定員は二度にわたって削減されている。一方、『弘仁格』では、定員の変遷が複雑である場合、それを省略することがある。例えば、内蔵寮の典履の定員は、令制から少なくとも三度の変遷を経ているが、『弘仁格』はそのうち二つに関する法令しか収めていない。養老令における典履の定員は二人であり、『三代格』より、大同元年(八〇六)に大蔵省の典履二人を併合したこと、大同三年に定員が三人から二人に削減されたことが知られる。したがって、大同三年以前のいずれかの時点において、定員が一人削減されているはずであるが、その法令は『弘仁格』に収められていないのである。

よって直講についても、定員の変遷を簡略化するために、いずれかの法令を収録しない方針が採られたと思われる。その際、天平二年官奏は、B1という既に空文化した規定、及びB3という強いて格に収める必要がない規定を含むことから省略の対象となり、神龜五年勅を以って、神龜五年・天平二年の大学寮職員に関する法令を一まとめに説明することになったと推定される^⑩。神龜五年勅については、同じ日に中衛府・齋宮寮・内匠寮の職員整備があったため歴史的に重要と見なされ、また文章学士の相当位階が直講・律学博士と同じであるためA2を無理なく盛り込むことができ、都合が良かったと推測される。直講を割いて紀伝博士を置いた大同三年の官符については、『弘仁格』の編纂時点に最も近い法令であるため、省略の対象から外されたのであろう^⑪。

かくして、A1・A2・B2は神龜五年勅に移され、B1とB3は削除されて、大学寮職員に関する天平二年官奏の規

定は解体されたのである。

第二節 得業生制度創設の経緯

得業生制度の創設が天平二年であることは疑いを容れない。その根拠となる史料は、『続日本紀』天平二年三月辛亥（二十七日）条、『弘仁格』天平二年三月二十七日付太政官奏逸文、及び『令集解』職員令所引の天平二年三月二十七日付太政官奏（陰陽寮・大学寮・典藥寮の三条に引かれる）である。これらのうち、『弘仁格』逸文は、『続紀』の第一項（後述）とほぼ同文であるが、『令集解』の文は、『続紀』や『弘仁格』逸文とは大きく異なっている。従来は、異なる箇所を相互補完的に解釈しているが、それだけでは説明し難い差異も存するように思われる。そもそも、得業生という言葉は、『令集解』にしか見えない。そこで本節では、異なる二系統の史料が存在する理由について検討し、得業生制度創設の経緯を考える手がかりとしたい。

まず、問題となる史料を掲げよう。比較の便に供するため、『令集解』職員令14大学寮条も改めて掲げる。また、『弘仁格』逸文は省略に従い、『続紀』を以って代表させる。

【史料八】『続日本紀』天平二年三月辛亥（二十七日）条

太政官奏備、(A) 大学生徒、既経歳月、習業庸浅、猶難博達。实是家道困窮、無物資給、雖有好学、不堪遂志。望請、選性聰慧藝業優長者、十人以下五人以上、专精学問、以加善誘。仍賜夏冬服并食料。(B) 又陰陽・医術及七曜・頒曆等類、国家要道、不得廢闕。但見諸博士、年齒衰老。若不教授、恐致絶業。望仰吉田連宜・大津連首・御立連清道・難波連吉成・山口忌寸田主・私部首石村・志斐連三田次等七人、各取弟子、将令習業。其時服・食料亦准大学生。其生徒陰陽・医術各三人、曜・曆各二人。(C) 又諸蕃異域、風俗不同。若無訳語、難以通事。仍仰粟田朝臣馬養・播磨直乙安・陽胡史真身・秦朝元・文元貞等五人、各取弟子二人、令習漢語者。詔並許之。

【史料九】『令集解』職員令9 陰陽寮条

釈云、天平二年三月二十七日太政官奏云、陰陽得業生三人・曆得業生二人、並准_二大学生。

【史料十】『令集解』職員令14 大学寮条

釈云、天平二年三月二十七日奏、直講四人（一人文章博士、一）律学博士二人、已上同_二助教。明法生十人・文章生二十人、簡_二取雜任及白丁聰慧、不須_二限_二年多少_一也。得業生十人、明經生四人・文章生二人・明法生一人・算生二人、並取_二生内_一性識聰慧藝業優長者。賜_二夏人_一別純一疋・布一端、冬純一疋・綿四屯・布二端。食料米日二升、堅魚・海藻・雜魚各二兩、塩二勺。

【史料十一】『令集解』職員令44 典藥寮条

天平二年三月廿七日官奏、医得業生三人、並准_二大学生也。見_二大学寮条_一也。

『統紀』の記事は、「又」字を標識として三つの項目に分けられる（史料八）。すなわち、（A）大学生の中から優秀な者十人以下五人以上を選び、衣食を支給すること、（B）吉田直ら七人に各々弟子を取らせ、陰陽・医術等の業を習わしめること、（C）粟田馬養ら五人に各々二人の弟子を取らせ、漢語訳語を育成すること、である。これらのうち、『令集解』には（A）（B）に対応する記述が見られるので、以下に順を追って両者を比較していきたい。

まず（A）について。性識聰慧にして藝業優長なる者を選ぶという点は共通しているが、選ぶ人数は、『統紀』が十人以下五人以上とするのに対し、『令集解』は十人（内訳は明經四人・文章二人・明法二人・算二人）とする。ここで注目されるのは、『統紀』の記す「五人」の由来が不明だという点である。『令集解』の記述から五という数字が導き出されるとは考え難い。また、『統紀』では「以下」「以上」という曖昧な表現になっている点も注意される。これらの点に関して、古藤真平氏は、「十人以下五人以上」が満数承認された結果が「得業生十人」以下だとみているが、従うべき見解であろう。また、衣服・食料の具体的な支給額は、『統紀』に見えず『令集解』のみに見えるが、このことも、支給自体が承認されてから具体的な額が定められたと考えれば、理解しやすい。以上のことから、天平二年官奏は、政策の大綱を立案した部

分と、それを承認し細則を定めた部分の二つから成り、『続紀』は前者に、『令集解』は後者に依拠していると考えられる。次に(B)について。『続紀』は、吉田宜ら七人の博士にそれぞれ「弟子」を取らせて業を習わしめることを請うており、「生徒」は陰陽・医術が各二人、曜・曆が各一人とする。これに対し『令集解』は、陰陽得業生三人・曆得業生二人【史料九】、医得業生三人【史料十一】^⑩が置かれたとする。曜の生徒二人に相当する得業生が見えないのは、令積執筆時には廃されていたためであろうか。さて、弟子と得業生（生徒）については、従来同一の実体を指すものと理解されているが、両者は本質的に異なるものとみるべきである。弟子を取ることは、博士が個人名で挙げられている以上、その個人が存命中の臨時的措置と考えられる。また、律令官司による育成制度をもたない漢語訳語が同じく弟子を取るとしていることからみて、陰陽寮や典業寮の教育機能に依存しない独自の措置と考えられる。これに対して得業生は、(A)に見られるように、当該官司の教育機能に即した、恒常的な制度である。このように、弟子と得業生とは全く異なるものであり、当初は弟子を取ることが提案されたが、大学寮に倣って、陰陽寮や典業寮にも得業生を置くように修正されたとみるのが適切であろう。『続紀』は原案に依拠しつつ「其」以下で修正点を示しており、『令集解』は修正後の内容に依拠していると考えられる。

以上のように、天平二年官奏は原案の修正や細則の追加を伴うものであり、『続日本紀』と『令集解』との記述の差異は、『続紀』が主として原案に、『令集解』が修正後の細則に依拠していることに由来すると考えられる。『続紀』が細則を記さないのは、詳細に過ぎることは省略するという編纂方針のためであり、^⑪『令集解』が原案を記さないのは、職員令の注釈として必要ではなかったからであろう。

ただ、このように考えた場合、天平二年官奏が本来どのような形であったかが問題となるが、その具体的な復原案については取立て憶説を付さず、問題を今後に残したいと思う。

以上のように、得業生制度は、当初から大学寮・陰陽寮・典業寮三司の諸生を対象とする制度として構想されていたの

ではなかった。はじめは大学寮の生徒のみを対象として立案されたが、陰陽寮・典藥寮にも適用するように修正され、結果的に広く諸生の修学を援助する制度として成立したのである。

① 『三代格』卷五貞観十三年（八七二）十二月二十七日付太政官符に引く家原氏主解に「神亀五年初置律学」とあることをもって根拠とする向きもある。しかし、官符の年代からみて家原氏主解は『弘仁格』を参照して書かれた可能性があり、神亀五年に律学博士が置かれた確実な根拠とすることはできない。

② なお、川北靖之氏は神亀五年の直講設置が唐制の影響を受けたものであると指摘しており（『神亀五年七月廿一日格について』『史料』四二、一九八七年）、神亀五年設置の直講と律学博士が、いずれも唐風の官名である点は興味深い。

③ 現存写本では、同じ大きさの文字で並列に書かれているが、元來細字注であったものが、筆写の過程で同じ大きさの文字になってしまつたと推測しておきたい。神亀五年勅が収められている『三代格』卷四について、現存する最古の写本は前田家本であり、享祿元年（一五二八）三条西公条の書写にかかると。

④ 古藤第一章注④論文、四一頁。

⑤ 従来、「雑任」は舍人・兵衛・帳内・資人などの下級官人を、「白丁」は蔭子孫・位子以外の者を指すと解され、当該規定は庶人への門戸開放を意味するものと評価されてきた。しかし、「雑任」を官職区分上の用語、「白丁」を出自区分上の用語と別々に捉えることには、問題があるのではないか。「雑任」を官職区分以外の意味に解することは困難であるが、「白丁」を出自区分以外の意味に解することはさほど困難ではない。「白丁」は様々な場面で使われ、文脈によつてかなり意味を異にする言葉であり、天平二年官寮の「白丁」は「雑任」と並列的に用いられている以上、官職区分上の用語と解すべきだと私

は考える。（『令集解』儀制令22行路条古記・同23内外官人条跡記に用例がある。）つまり、「白丁」とは未だ官途に就いていない者のことであり、入学資格の「雑任及白丁」とは、「雑任のポストに就いている者と、未だ出身していない者」という意味である。学生は、大学寮において一定の学業を修めてから出身する、というのが令の建前であるから、白丁が入学資格を持つのは当然であり、私はむしろ雑任が入学資格に含まれていることを評価すべきと考える。令規定では、大学寮入学年齢の上限が十六歳（学令2大学生条、入色年齢の下限が十七歳であり、『令集解』選叙令34授位条）、雑任の入学は想定されなかったからである。ただ、政策としてこの時積極的に雑任を加えたのか、先行する実態を承認したものかについては、なお慎重な検討が必要である。二星潤氏は、和銅八年（七二五）以前に式部省試験者を有位者にも認めて年齢制限を削除したのに合わせてとみる（『日本古代の大学と官人登用』『ヒストリア』一九八、二〇〇六年、一一一頁）。

⑥ 文章生の選抜方法については、『延喜式』式部上卿文章生試条と大学寮36文章生試条に規定があり、条文の存在は「弘仁式」まで遡る。明法生の選抜方法については、『延喜式』に独自の条文がないが、大学寮式34遊学試条が准用された可能性がある。遊学試条は、学令2大学生条の「八位以上子、情願者聽」に関する施行規則に淵源をもつとみられるから、これも「弘仁式」まで遡る。

⑦ 『三代格』卷四 大同三年（八〇八）二月四日付太政官符。

⑧ 『三代格』卷四 大同元年（八〇六）十月十一日付太政官符。

⑨ 『三代格』卷四 大同三年（八〇八）十二月十五日付太政官符。

⑩ なお、文章学士と文章生を神亀五年勅に移すと、それらの設置を事

実より遡つて記すことになるが、同様の例として天平神護元年（七六五）から神亀五年（七二八）に移された中衛中将がある（古藤真平「中衛府・近衛府官員制度の再検討」『古代世界の諸相』晃洋書房、一九九三年、二六三頁）。したがって、『弘仁格』の編纂方針として特に問題はなかったと考えられる。

⑪ 『弘仁格抄』によれば、神亀五年勅は「式上5」、大同三年官符は「式上6」と続けて配列されており、「読み替え」によつて、直諱二人という『弘仁格』編纂時の定員がわかる仕組みになっていた（石坂第一章注④論文、八八頁）。

⑫ 鹿内浩胤「田中教忠旧蔵『天平二年三月記』について」（田島公編

第三章 神亀・天平改革の性格とその背景

第一節 神亀五年改革の性格

神亀五年の改革では、大学寮に律学博士二人と直講四人が置かれ、それらの待遇は助博士に准ずるものと定められた。神亀五年改革の性格を考える上で注目されるのは、律学博士と、『令集解』に見える養老四年（七二〇）の「明法博士」との関係である。

【史料十二】僧尼令14任僧綱条令釈

養老四年二月四日格。問。大学明法博士越智直広江等答。凡僧尼給公驗、其数有三。初度給^一、受戒給^二、師位給^三。毎給收^レ旧、仍注^レ毀字。但律師以上者、毎^レ遷任有^レ告牒。不在^レ收^レ旧之例^一也。

これとほぼ同文の注釈は、僧尼令21准格律条の讚記にも見え、ここでは越智直広の肩書きに「大学」の二字がなく、単に「明法博士」となっている。この格は、僧尼の公驗について、旧公驗は新公驗を与えるたびに毀つのか、という問いに

【禁裏・公家文庫研究】第一輯、思文閣出版、二〇〇三年。

⑬ 古藤第一章注④論文、三八頁。

⑭ 『延喜式』陰陽寮10学生条には、陰陽得業生・暦得業生と並んで天文得業生二人が見え、天平二年に置かれた曬の生徒に相当するものとみられる。

⑮ 漢語を学ぶ生徒が大学寮に置かれたのは、弘仁八年（八一七）のことである（『日本紀略』同年四月丙午（十七日）条、『弘仁格抄』式部下）。

⑯ 『弘仁格』逸文の場合も同様で、細則は『弘仁式』に収められたのであろう。

対して（令釈の引用では問いの部分が省略されている）越智広江らの行った回答が、そのまま法令になったものと考えられている^①。

さて、養老四年の明法博士については、律学博士の設置以前であることから、さまざまな解釈がなされているが、大まかに言って、大学寮の教官とみる説^②と、令師の別称とみる説^③に分かれる。令師説は、明法博士が法解釈の治定を行っていることを重視し、これを令師の職掌に他ならないとみる。しかし、「大学明法博士」とある点はやはり重視すべきであり、「令師大外記正七位下伊吉連子人」の例^④からみても、大学寮教官たる明法博士が令師をも兼ねていた可能性は十分考えられる。明法博士が令師の別称であると限定的に捉える必要はない。養老四年の明法博士は、律令の教授を職掌とする大学寮の教官であり、神龜五年の律学博士の前身にあたと素直に考えて差し支えなからう。

ここから私は、神龜五年勅とは、新たな官職を置いたものではなく、すでに実態として存在していた官職について法的に整備し直したものと考える。直講四人についても、前身にあたる官職は確認できないものの、大宝令制の大学寮において、カリキュラムに比して教官の数が不足していたであろうことが指摘されており、早くから定員外の教官を置いていた可能性は低くないと思われる。

また、神龜五年七月二十一日には、大学寮の他に齋宮寮・内匠寮・中衛府の職員に関する勅も出されているが、これらのうち齋宮寮については、従前の職員を踏襲・追認する形で官員・官位相当が定められたことが指摘されている^⑦。したがって、大学寮が同様の性格をもっていたとしても、官制改革の一環として不自然ではない。『続日本紀』には内匠寮・中衛府が置かれたことのみ見えて、齋宮寮と大学寮の官員のことは見えないが、あるいは後二者が実態の追認であることと関係しているのかもしれない。

さらに官制改革について付言すれば、その主眼は中衛府の設置（授刀舎人寮の拡大強化）にあり、背景には光明子所生の皇太子をめぐる政治的な動向があると考えられる^⑧。すなわち大学寮は従的・受動的な位置にあり、他ならぬ神龜五年に大

学寮職員の法整備が行われた理由を、大学寮の主体的な要請に求めることは困難である。

以上のように、神亀五年以前から、大学寮には令外の教官が増員されており、神亀五年に至って、その職名・定員・相当位階が正式に定められたと考えられる。したがって、神亀五年の前後で学制の実態が大きく変わることはなく、その点において、神亀五年改革を画期として強調することはできないのである。

なお、神亀五年には文章学士は置かれなかったが、このことは神亀五年以前に後の文章科で行われるような教育が全く行われていなかったことを意味するものではない。なぜなら、文章科のテキストである『文選』『爾雅』の教授は、大宝令では博士・助博士・音博士の職掌とされていたからである。文章学の教官を経学の教官から分離して設置するという発想は、文章を学ぶ学生と経を学ぶ学生とを分離して教授する必要性が生じて初めて生まれたのであろう。

第二節 天平二年改革の背景

天平二年の改革では、第一に、大学寮に文章学士一人・明法生十人・文章生二十人が置かれ、明法科と文章科が成立した。そして第二に、大学寮・陰陽寮・典藥寮に各々得業生が置かれ、学資として衣食が支給されることとなった。これらの制度は、天平二年以前には遡らない新しい制度であった。

天平二年改革の性格とその背景については、桃裕行氏の理解が通説となっている。桃氏は、天平二年改革の背景には、蔭子孫の入学忌避と位子の集中による大学寮の成績不振があり、その対策として、学制と官吏登用制をより緊密に連絡させることで、成績の向上が図られたとする。明法科と文章科を設けたのは、式部省試と学科構成とを対応させて学習の効率を上げるためであり、得業生を置いたのは、優秀な学生を援助して課試及第をより確実にするためと捉えられている。

改革の性格については、私も桃氏の理解を支持したい。しかし、背景の理解にはやや問題があると考ええる。一つは、蔭子孫の入学忌避を大学寮不振と結び付けて捉えている点である。大学寮の不振とは、天平二年官奏に見えるように、学生

が「習業庸浅」にして「猶難博達」いことで、「博達」とは、課試及第を指すとみてよい。しかし、蔭子孫は二十一歳になると業の成不に關わらず強制的に退学となり、諸舍人に配されるのであって、課試及第によって出身することはほとんど期待されていない¹⁷。したがって、蔭子孫の入学者の多寡は、大学寮の成績不振とは因果關係がなく、天平二年改革ともつながらないのである。

もう一つは、改革の背景を大学寮の動向のみに求めている点である。桃氏は専ら大学寮学制を分析対象としているのでやむをえない面もあるが、得業生制度が大学寮にとどまらず、陰陽寮・典葉寮を含めた制度として成立した点は、きちんと評価する必要がある。成績不振は大学寮のみにとどまる問題ではなく、陰陽寮・典葉寮にも及んでいたのである。

天平二年官奏によれば、陰陽・医術などの分野においては諸博士が「年齒衰老」し、もし技能を教授しなければ、「絶業」しかねない状況にあった。このことは、諸博士が高齢になるまで十分な後継者が育てられなかったこと、換言すれば、陰陽寮・典葉寮による技能官人の育成が十分に行われていなかったことを意味する。天平二年官奏において最初に提案されたのが、これらの官司の教育機能に基づかず、「博士に弟子を取らせること」であった点に、問題の深刻さが端的に表れている。

およそ律令官司の中で博士一生の教育組織をもつのは、大学寮・陰陽寮・典葉寮のみであり、漢籍の教授によつて国家の統治・維持に必要な専門技能をもつ官人を育成することは、これら三司の重要な役割である。天平二年官奏からは、律令官司による技能官人の育成が、この時期にそろつて機能不全を起こしていたことを読み取るべきであろう。あるいは、もう一步踏み込んで、国家が官司を通じて技能官人を育成すること自体が、この時期に至るまで十分に定着していなかったと捉えてよいかもしれない。

以上のように、天平二年改革の背景には、大学寮のみならず、陰陽寮・典葉寮も含めた律令官司による技能官人の育成制度全体が、機能を果たしていないという実態があった。

では、なぜ他ならぬ天平二年に至って、対策が講じられたのであるのか。その理由を明らかにすることは難しいが、大学寮に関して言えば、天平二年二月二日の釈奠に右中弁中臣広見が遣わされ、宣勅して博士・学生らを慰勞するとともに賜物が行われていることが注目される。^⑧この異例の措置は、時の政権が天平二年官奏より二ヵ月近く前の段階で、大学寮の不振をかなり問題視していたことを示しているが、同時に、この時点では臨時の督励によって事態の打開を図ろうとしていたことを示唆している。あるいは、これ以後の何かしらのできごとが契機となつて、三月二十七日の制度的変革に至つた可能性も考えられよう。

- ① 早川庄八「奈良時代前期の大学と律令学」（『日本古代官僚制の研究』岩波書店、一九八六年、初出は一九七八年）、四三三―四三四頁。
- ② 利光三津夫「奈良時代における大学寮明法科」（『律令制とその周辺』慶応通信、一九六七年、初出は一九六六年）、一一七頁、野村忠夫「明法試の成立過程」（『律令政治の諸様相』塙書房、一九六八年、初出は一九六七年）、一三三―一三三頁、柳井滋「八世紀の大学寮」（『講座日本教育史』一、第一法規出版、一九八四年）、五二頁など。
- ③ 早川注①論文、四三三頁。水本第一章注③論文、四七〇―四七一頁。
- ④ 久木幸男「大学寮文学科再考」（『日本古代学校の研究』玉川大学出版会、一九九〇年、初出は一九八三年）、三六八頁。
- ⑤ 『令集解』僧尼令14任僧綱条令釈。
- ⑥ 古藤真平「文章科と紀伝道」（『古代学研究所研究紀要』三、一九九三年）、四頁。時代は下るが、元慶八年（八八四）二月二十五日付菅原道真奏状（『菅家文章』巻九・597）にも、「明経之学、所習惟大、故官無_レ_レ_レ_レ_レ、五人全備」とある。
- ⑦ 新日本古典文学大系『続日本紀』二（岩波書店、一九九〇年）、五三三―五三三頁・補注二七、古川淳一「齋宮寮に関する基礎的研究」（『日本律令制論集』下、吉川弘文館、一九九三年）、一三七―一四二頁。
- ⑧ 『続日本紀』神亀五年八月甲午条。ただし千支には混乱がある。
- ⑨ 笹山晴生「中衛府の研究」（『日本古代衛府制度の研究』東京大学出版会、一九八五年、初出は一九五七年）、吉田孝「八世紀の日本」（『岩波講座日本通史』四、一九九四年）。なお、神亀五年の官制改革全体については、従来、王権あるいは律令体制の強化策であるとの理解が行われている（中西康裕「内匠寮考」（『ヒストリア』九八、一九八三年）、早川庄八「古代天皇制と太政官政治」（『天皇と古代国家』講談社学術文庫、二〇〇〇年、初出は一九八四年）、古川注①論文など）。ここでは、中衛府は軍事面の強化、内匠寮は物質面の強化、齋宮寮は精神面の強化と説明されるが、大学寮については、特に説明されないか異質なものとして把握されている。確かに、官司自体の整備と官司内の職員の整備とは異質と捉えられなくもないが、勅が同日付であることを重視すれば、むやみに除外することもできない。私なりに敢えて説明を試みるならば、中衛府の「武」に大学寮の「文」を対置させ、以つて露骨な政治色を和らげようとしたと言えようか。
- ⑩ 大宝令では、教科書を列記した学令5経周易尚書条に「文選・爾雅亦誦」と規定されていた（永石和男「大宝令学令の復原」『立正史

学』三三、一九六八年、三九頁。林紀昭「古代学制の基礎的考察(1)『滋賀大学教育学部研究紀要』二六、一九七七年、九九頁。また、学令8先読経文条にも「次読文選・爾雅音」の文言があった可能性がある。

⑪ 桃第一章注②著書、三六一三七頁。同「上代大学制の推移について」(『上代学制論攷』思文閣出版、一九九三年)、二六二―二六三頁。

⑫ 学令21被解退条、軍防令46五位子孫条による(『日本思想大系』律令』岩波書店、一九七六年、五九七頁)。早くは岩澤豊「律令官人の出身と大学寮」(『国史談話会雑誌』二六、一九八五年)、近年では古瀬奈津子「官人出身法からみた日唐官僚制の特質」(『日中律令制の諸相』東方書店、二〇〇二年)、尾崎陽美「律令国家と学制」(『日本歴史』六五五、二〇〇二年)が、この点を強調している。

なお、二星潤氏はこのような理解に異議を唱え、唐制の及第叙位法を継受する際の改変が、五位以上子孫の及第を想定したものと考えら

おわりに

以上、三章にわたり、神亀五年・天平二年の学制改革について基礎的な検討を重ねてきた。その結果を、もう一度まとめよう。

一、神亀五年には、大学寮に律学博士二人と直講四人が置かれた。これは、以前から存在した令外の教官について、法的な整備を行ったものであり、神亀五年の前後で学制の実態が大きく変わることはなかった。

二、天平二年には、①大学寮に文章学士一人と明法生十人・文章生二十人が置かれ、文章科と明法科が成立した。文章学士は直講四人から一人を割いて置かれた。②大学寮に十人(明経四人・文章一人・明法二人・算二人)、陰陽寮・典葉寮

れること、及び神亀五年(七二八)三月二十八日付太政官奏(三三格)卷五)が、内階に叙す条件として五位以上子孫の秀才・明経試及第を挙げていることをもって、八世紀初頭から五位以上子孫の式部省試験が想定・期待されていたとする(『日本古代の大学と官人登用』「ヒストリア」一九八、二〇〇六年)。しかし、藍子孫の及第を想定した規定が存在するのは、藍子孫が二十一歳まで在学できる以上、法体系としてむしろ当然であり、そのことと藍子孫が実際に及第を期待されていたか否かとは、別の問題ではなからうか。また、神亀五年官奏についても、「并」の用法や対句表現を踏まえた読み方をしておらず(前掲「ヒストリア」一九八、三三三―三四頁)における吉野秋二氏の指摘を参照)、その解釈には従えない。したがって、二星氏の論拠は批判として十分ではなく、私は、なお従来の理解に従いたいと思う。

⑬ 『続日本紀』天平二年二月丁巳(二日)条。

に合わせて十人（陰陽三人・医三人・天文二人・暦一人）の得業生が置かれた。得業生制度は、はじめ大学寮の生徒のみを対象として立案されたが、陰陽寮・典藥寮の諸生にも適用するよう修正を受けて成立した。天平二年改革の背景には、大学寮・陰陽寮・典藥寮による技能官人の育成制度が、十分に機能していないという実態があった。

以上のとおりである。神龜五年改革と天平二年改革を一連のものとして同列に捉えることはできず、制度史上の画期とと言えるのは天平二年のみであること、天平二年改革の背景に大学寮の問題のみを想定することは適切でなく、律令官司による技能官人育成の問題という視点から捉える必要があることを、改めて強調しておきたい。

従来の古代学制研究では、大学寮の教育機能のうち、儒教的教養をもつ官人一般を養成する側面が強調されるきらいがあり、専門的な技能をもつ官人を養成する側面はあまり重視されなかった。そのため、技能官人を養成する機能のみをもつ陰陽寮や典藥寮は、大学寮と類似したシステムをもちながら、学制の範疇からはほとんど除外されてきた。

また、八世紀から九世紀にかけての大学寮学制の流れは、しばしば蔭子孫の就学・成業が定着してゆく過程として把握されてきた。その到達点は、文章科が隆盛し蔭子孫の人気を集める九世紀前半に求められ、文章科が成立する神龜五年・天平二年の学制改革は、その出発点として位置づけられることが多かった。

確かに、制度的な前提が成立したという意味では、天平二年を出発点とみてよからう。しかし、本稿で明らかにしたように、天平二年改革では技能官人の養成のみが問題とされ、官人一般の養成は問題とされていなかった。文章科に多くの蔭子孫が入学することは、まず想定されていなかったとみてよい。とすれば、蔭子孫の就学・成業が実態として定着してゆく出発点は、別のところに求められねばならない。一方、技能官人養成の問題についても、天平二年改革によって解決したのか否か、その後どのような経過を辿ったのが、改めて検討されねばならない。その際、大学寮学制に関する史料は、陰陽寮・典藥寮の動向と関連させながら読み直す必要がある。

これらの課題については、稿を改めて検討することとし、ひとまずはここで擲筆したい。

「付記」 本稿は、二〇〇四年一月に京都大学に提出した修士論文及び同年四月に日本史研究会古代史部会で行った報告に基づくものである。

(奈良文化財研究所)

A Fundamental Consideration of the “Educational Reforms” of 728 and 730

by

KUWATA Kuniya

The reformation of the academic system in the years Jinki 5 (728) and Tenpyo 2 (730) has been seen as important in establishing the basic structure of the ancient academic system by previous scholars. However, there has been no scholarly consensus on what actually occurred in each of those years. In addition, there remains a need to further examine the character and the background of the reform. This study first examines the pertinent facts in the case. As a result, it has become clear that in Jinki 5 two *ritsugaku hakase* (professors of law) and four *chokko* (lecturers on Confucianism) were assigned to the Daigakuryo and that by Tenpyo 2 places for one *monjo gakushi* (scholar of literature), ten *myobosho* (students of law), and twenty *monjoshō* (students of literature) had been set up. In addition, I point out that the establishment of the *tokugosho* (scholarship student) system was first planned for the Daigakuryo alone, but this was revised so it could be applied to the Onmyoryo and the Tenyakuryo. I next examined the character and background of the reform. As a result of this examination, I found that the reform of Jinki 5 revised the law, but had little actual effect on existing extra-legal educational officials and in the background of the reform of Tenpyo 2 was the failure of the Daigakuryo, Onmyoryo and Tenyakuryo to function as an educational system to produce technically qualified officials.

The Ming's Early Military Policy toward the Mongols and Its Consequences

by

TANII Yoko

Although the Mongol empire had been able to conquer China, the Ming dynasty could not subdue the Mongols by military means. This fact was chiefly due to the